

社会保険に関する一般常識

ターゲット 5000 本 2018 年版

国民健康保険法 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	★★	★★	★	—	★★	★★	★★	☆☆★	☆

★：択一式 (H6. 9. 10. 16. 18. 19) ☆：選択式 (—)



【目的条文】

この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって **社会保障** 及び **国民保健** の向上に寄与することを目的とする。

法 1 条 目的 他

[問題] この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって【 ① 】及び【 ② 】の向上に寄与することを目的とする。

① 社会保障 ② 国民保健

[問題] 国民健康保険は、被保険者及び被扶養者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。

(×) 被扶養者 という概念なし

[問題] 国民健康保険法は、健康保険法と同様に、業務外の疾病等に対する保険給付である。

(×) 業務上外 を問わない。

法 2 条 保険者 他

[問題] 国民健康保険の保険者は、市町村及び特別区、国民健康保険組合である。

(×) (H30 年 4 月施行)

① 都道府県及び当該都道府県内の市町村 (特別区含む) (以下「都道府県等」)

② 国民健康保険組合

[問題] 都道府県、当該都道府県内の市町村 (特別区含む)、国民健康保険組合は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

(×) 国民健康保険組合は、「国民健康保険を行うことができる。」という任意的な保険者である。

〔問題〕市町村は、国民健康保険法に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。(×) 都道府県及び市町村

〔問題〕国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、都道府県に国民健康保険運営協議会が置かれている。

(×) 都道府県及び市町村にそれぞれ設置

〔問題〕国民健康保険運営協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保健薬師を代表する委員及び公益を代表する委員核同数をもって組織されている。(○)

〔問題〕保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。(○)

〔問題〕国は、国民健康保険法第4条第1項において国民健康保険事業の運営が健全に行われるように、必要な指導をしなければならないとされている。

(×) 必要な指導をしなければならない。⇒努めなければならない。

〔問題〕国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために、国民健康保険審査会が都道府県及び市町村（特別区含む）に置かれている。

(×) 国民健康保険審査会⇒国民健康保険運営協議会

〔問題〕上記の審査会は被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって構成される。(○)

法 13 条 国民健康保険組合

〔問題〕国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者で当該組合の地区内に住所を有するものを組合員として組織する。(○)

〔問題〕国民健康保険組合を設立しようとするときは、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けなければならない。(○)

〔問題〕 国民健康保険組合を設立しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(×) 厚生労働大臣の認可⇒主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可

〔問題〕 上記の認可の申請があった場合には、厚生労働大臣は当該組合の地区をその区域に含む市町村又は特別区の長の意見をきき、当該組合の設立によりこれらの市町村又は特別区の国民健康保険事業の運営に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、認可をしてはならない。

(×) 厚生労働大臣⇒都道府県知事

〔問題〕 国民健康保険組合の設立の認可の申請は、【 ① 】人以上の発起人が規約を作成し、組合員となるべき者【 ② 】人以上の同意を得て行うものとする。

①15 ②300

〔問題〕 都道府県知事は、認可の申請があった場合においては、当該組合の地区をその区域に含む市町村の長の意見をきき、当該組合の設立によりこれらの市町村の国民健康保険事業の運営に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、認可をしてはならない。

(○)

〔問題〕 国民健康保険組合には組合会が置かれ、規約の変更、収入支出の予算、決算等に関し、組合会の議決を経なければならない。(○)

法4条 国及び都道府県の義務

〔問題〕 国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、この法律の目的の達成に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進するものとする。(○) (H30年 法改正)

〔問題〕 都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすものとする。(○) (H30年 法改正)

〔問題〕市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険料の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険を適切に実施するものとする。(○)

(H30 年 法改正)

〔問題〕国は、国民健康保険法第 4 条第 1 項において国民健康保険事業の運営が健全に行われるように、必要な指導をしなければならないとされている。

(×) 「必要な指導をしなければならない」ではなく、「努めなければならない」である。

法 82 条 保健事業・福祉事業

〔問題〕保険者は、【 ① 】及び特定保健指導を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、【 ② 】、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の【 ③ 】についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。(保険事業)

①特定健康診査 ②健康教育 ③自助努力

〔問題〕保険者は、特定健康診査及び【 ① 】を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、健康教育、【 ② 】及び健康診査並びに健康管理及び【 ③ 】に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

①特定保健指導 ②健康相談 ③疾病の予防

〔問題〕保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

(○) 福祉事業

〔問題〕特定健康診査とは、糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。(○)

〔問題〕特定健康指導とは、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として、厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者(医師、保健師等)が行う保健指導をいう。(○)

法 5 条 被保険者 法 13 条 国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者

〔問題〕市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。(×) (H30 年 法改正)

〔問題〕都道府県の区域内に住所を有する者は、適用除外に該当する者を除き、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「都道府県等が行う国民健康保険」）の被保険者となる。(○) (H30 年 法改正)

〔問題〕国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者で当該組合の地区内に住所を有するものを【 ① 】として組織する。

①組合員

〔問題〕国民健康保険法では、都道府県の区域内に住所を有する者はすべて、国民健康保険の被保険者とする、と規定している。

(×) 適用除外がある。

〔問題〕修学のために親元を離れて他の市町村又は特別区に住所を有している学生等（学校教育法による学校に通学する者に限る。）は、両親等の世帯に属する被扶養者とみなされる。

(×) 被扶養者とみなされる。⇒被保険者とみなされる。

〔問題〕国民健康保険では、適用除外に該当する者を除き、都道府県に住所を有する世帯主は被保険者となり、その家族は被扶養者となる。

(×) 被扶養者という制度はない。

〔問題〕国民健康保険法においては、健康保険法にある被扶養者という制度はなく、対象者すべてが被保険者となる。(○)

〔問題〕修学のため一の市町村の区域内に住所を有する被保険者であって、修学していないとすれば他の市町村の区域内に住所を有する他人と同一の世帯に属するものと認められるものは、当該他の市町村の行う国民健康保険の被保険者とし、かつ、国民健康保険法の適用については、当該世帯に属するものとみなす。(○)

〔問題〕 国民健康保険組合は、例外なく組合員の世帯に属する者を包括的に被保険者としなければならない。

(×)

原則…組合員及び組合員の世帯に属する者は、組合が行う国民健康保険の被保険者

例外…適用除外に該当する者及び他の組合が行う国民健康保険の被保険者は、被保険者とならない。

法 6 条 適用除外

〔問題〕 健康保険法の規定によるすべての被保険者及び被扶養者は、国民健康保険の被保険者とならない。

(×) 日雇特例被保険者を除くので誤り

〔問題〕 船員保険法の規定による被保険者及び被扶養者は、国民健康保険の被保険者とならない。(○)

〔問題〕 国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及びそれぞれの被扶養者は、国民健康保険の被保険者とならない。(○)

〔問題〕 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者は、国民健康保険の被保険者とならない。(○)

〔問題〕 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者は、適用除外であり、市町村が行う国民健康保険の被保険者にならない。(○)

〔問題〕 生活保護法による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者は、国民健康保険の被保険者とならない。(○)

〔問題〕 国民健康保険組合の被保険者は、国民健康保険の被保険者とならない。(○)

〔問題〕 国民健康保険組合の被保険者は、適用除外であり、市町村が行う国民健康保険の被保険者にならない。(○)

法7条、8条 資格の取得及び喪失

〔問題〕市町村が行う国民健康保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有するに至った日又は適用除外のいずれにも該当しなくなった日から、その資格を取得する。

(○)

〔問題〕市町村が行う国民健康保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日に資格を喪失する。

(×) 住所を有しなくなった日の翌日

〔問題〕上記の例外として、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日に他の市町村の区域内に住所を有するに至ったときは、その日から、その資格を喪失する。(○)

〔問題〕原則として、市町村が行う国民健康保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日の翌日又は適用除外のいずれかに該当するに至った日の翌日から、その資格を喪失する。(○)

〔問題〕国民健康保険の資格喪失時期は、原則としてその日の翌日であるが、下記に関してはその日に資格を喪失する。(○)

- ・生活保護法による保護を受けるようになったとき
- ・国民健康保険組合の被保険者となったとき
- ・市長村の区域内に住所を有しなくなった日に、他の市町村の区域内に住所を有したとき

〔問題〕市町村が行う国民健康保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日（その日に他の市町村の区域内に住所を有するに至ったときを除く。）日からその資格を喪失する。

(×) その日⇒翌日

法9条 届出

〔問題〕被保険者の属する世帯の世帯主は、厚生労働省令の定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。(○)

[問題] 届出

保険者	届出義務者	提出期限	提出先
市町村	世帯主	【 ① 】 日以内	市町村
国民健康保険組合	組合員		国民健康保険組合

①14

法 9 条 2 項 被保険者証他

[問題] 世帯主は、市町村に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。(○)

[問題] 市町村は、保険料を滞納している世帯主が、当該保険料の納期限から【 ① 】年間に経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯主に対し【 ② 】の返還を求めるものとする。

①1 ②被保険者証

[問題] 保険料の滞納により世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は当該世帯主に対して、その世帯の属する被保険者に係る【 ① 】を交付する。ただし、その世帯に【 ② 】歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であるときは、その者に対しては、被保険者資格証明書ではなく、有効期間を【 ③ 】月とする被保険者証を交付する。

①被保険者資格証明書 ②18 ③6

法 36 条 保険給付

[問題] 国民健康保険の保険給付は、法定必須給付、法定任意給付、任意給付の 3 つに大別される。(○)

[問題] 保険者が法律上行わなければならない保険給付には、療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費がある。

(×) 特別療養費が漏れている。

〔問題〕 保険者は、下記の事務を国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。(○)

- ・ 法定任意給付に該当する保険給付及び傷病手当金の支払いに関する事務
- ・ 診療報酬の審査及び支払いに関する事務

〔問題〕 診療報酬請求書の審査を行うため、国民健康保険団体連合会に、国民健康保険診療報酬審査委員会が設置されている。(○)

〔問題〕 国民健康保険診療報酬審査委員会は、【 ① 】が定めるそれぞれ同数の保険医・保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員を持って組織する。

①都道府県知事

〔問題〕 保険医療機関等は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は国民健康保険の診療又は調剤に関し、厚生労働大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。(○)

〔問題〕 保険医及び保険薬剤師は国民健康保険の診療又は調剤に関し、国民健康保険団体連合会の指導を受けなければならない。

(×) 国民健康保険団体連合会の指導⇒厚生労働大臣又は都道府県知事の指導

〔問題〕 国民健康保険法に関して、保険医療機関等は療養の給付に関し、市町村長（特別区の区長を含む。）の指導を受けなければならない。

(×) 市町村長（特別区の区長を含む。）の指導⇒厚生労働大臣又は都道府県知事の指導

〔問題〕 保険者は、被保険者が療養の給付を受けるために病院又は診療所に移送されたときは、条例又は規約の定めるところにより移送費の支給を行うものとする。

(×) 条例又は規約の定めるところにより⇒厚生労働省令の定めるところにより

〔問題〕 保険者は、被保険者の死亡に関しては、葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行わなければならない。

(×) 任意給付

〔問題〕 保険者は、被保険者の死亡に関して、条例又は規約の定めるところにより、葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。(○)

[問題] 保険者は、被保険者の死亡に関しては、埋葬料又は埋葬費の支給を行わなければならない。

(×) 埋葬料又は埋葬費の支給⇒葬祭費の支給若しくは葬祭の給付

[問題] 保険者は、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給を行うことができる。(○)

法 42 条 療養の給付を受ける場合の一部負担金

[問題]

被保険者の区分	負担割合
(1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合	【 ① 】
(2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合	【 ② 】
(3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(④を除く)	【 ② 】
(4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者等に限る)に係る所得の額が政令で定める額以上である場合(現役並み所得者)	【 ① 】

①10分の3 ②10分の2

[問題] 上記(4)の政令で定める額とは、【 ① 】万円とされている。

①145

[問題] 国民健康保険、健康保険等における現役並み所得者とは、70歳以上で所定の基準以上の所得を得ている者をいい、具体的には、健康保険加入者については標準報酬月額が

【 ① 】万円以上ある者を、国民健康保険や後期高齢者医療制度加入者については課税所得が【 ② 】万円以上ある者が該当する。ただし、被扶養者との年収の合計が

【 ③ 】万円未満の者等は、現役並み所得者に該当しない。

①28 ②145 ③520

法 54 条の 3 特別療養費

〔問題〕 保険者は、世帯主又は組合員がその世帯に属する被保険者に係る【 ① 】の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、【 ② 】を支給する。

①被保険者資格証明書 ②特別療養費

〔問題〕 保険者は、被保険者の属する世帯の世帯主又は国民健康保険組合の組合員がその世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等で療養を受けたときは、世帯主又は組合員に対しその療養に要した費用について、家族療養費を支給する。

(×) 家族療養費⇒特別療養費

法 59 条～63 条 保険給付の制限

〔問題〕 国民健康保険法に関して、被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、または故意に疾病にかかり、または負傷したときは、当該疾病または負傷に係る療養の給付等は、行わない。(○)

〔問題〕 被保険者又は被保険者であった者が、下記のいずれかに該当する場合には、その期間に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給は行わない。(○)

- (1) 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。
 - (2) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。
-

〔問題〕 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は行わない。(○)

〔問題〕 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。(○)

.....
[問題] 保険者は、被保険者又は被保険者であった者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。(○)

.....
[問題] 保険者は、被保険者若しくは被保険者であった者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、強制診断等の命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。(○)

法 63 条の 2 保険給付の差止め

[問題] 保険者は、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から【 ① 】月間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

①1 年 6

.....
[問題] 保険者は、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から 1 年 6 月間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、保険給付の全部の支払を一時差し止めるものとする。

(×) 保険給付の全部⇒保険給付の全部又は一部

法 68 条の 2 広域化等支援方針

[問題] 市町村は、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための当該都道府県内の市町村に対する支援の方針（以下「広域化等支援方針」という。）を定めることができる。

(×) 市町村⇒都道府県

法 70 条他 費用の負担

〔問題〕市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令の定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

(×) 市町村⇒都道府県及び市町村 (H30 年 法改正)

〔問題〕国は、国民健康保険の財政を調整するため、政令の定めるところにより、市町村に対して調整交付金を交付する。

(×) 市町村⇒都道府県 (H30 年 法改正)

〔問題〕都道府県は、当該都道府県内の市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため、政令の定めるところにより、条例で、市町村に対して都道府県調整交付金を交付する。(○)

〔問題〕国民健康保険法では、国は、政令の定めるところにより、市町村又は特別区に対し、療養の給付等に要する費用並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用について、一定の額の合算額の 100 分の 32 を負担することを規定している。(○)

法 76 条 保険料の徴収

〔問題〕市町村による保険料の徴収については、特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によらなければならない。(○)

〔問題〕被保険者である世帯主が下記のいずれかに該当する場合は、特別徴収ではなく、普通徴収とする。

- (1) 老齢等年金給付の額が【 ① 】万円未満である者
- (2) 【 ② 】歳未満の被保険者が属する世帯に属する者
- (3) 同一月に徴収されると見込まれる国民健康保険料と介護保険料の合算額が、老齢等年金給付の【 ③ 】を超える者
- (4) 世帯主から【 ④ 】の方法により保険料を納付する旨の申出があったことその他の事情を考慮したうえで、普通徴収の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができると市町村が認める者

①18 ②65 ③2 分の 1 ④口座振替

法 91 条他 審査請求

[問題] 保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他国民健康保険法の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、国民健康保険審査会に審査請求をすることができる。国民健康保険審査会は、各都道府県に設置する。（○）

[問題] 国民健康保険審査会は、各都道府県に置く。（○）

高齢者の医療の確保に関する法律 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★★	★★	—	★★	—	★	★★	★★

★：択一式（－） ☆：選択式（－）



【目的条文】

この法律は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

法1条 目的

[問題] この法律は、国民の【 ① 】における適切な医療の確保を図るため医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による【 ② 】の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、【 ③ 】に係る保険者間の費用負担の調整、【 ④ 】に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

①高齢期 ②健康診査等 ③前期高齢者 ④後期高齢者

[問題] この法律は、国民の高齢期における【 ① 】を図るため医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、【 ② 】の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の【 ③ 】、後期高齢者に対する【 ④ 】を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

①適切な医療の確保 ②国民の共同連帯 ③費用負担の調整

④適切な医療の給付等

[問題] 高齢者の医療に関する法律は、昭和 58 年に施行された老人保健法を前身として、平成 18 年に公布、施行された法律である。

(×) 平成 18 年公布、平成 20 年施行

〔問題〕国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、国民保健の向上と老人福祉の増進を図ることを目的として、老人保健法が昭和 57 年に制定され、一部を除き翌年 2 月から施行された。(○) 制定…昭和 57 年 8 月 17 日 施行…昭和 58 年 2 月 1 日

〔問題〕平成 20 年 4 月 1 日より、老人保健法は、「高齢者の医療の確保に関する法律」として全面改正されている。(○)

〔問題〕従来の老人保健法が全面改正され、平成 18 年 6 月から「高齢者の医療の確保に関する法律」と改称されたが、この新法に基づき後期高齢者医療制度が独立した医療制度として平成 20 年 4 月から発足した。

(×) 平成 20 年 4 月に改称

〔問題〕高齢者の医療に関する法律においては、前期高齢者（65 歳以上 70 歳未満）に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者（原則 70 歳以上）に対する医療給付等が規定されている。

(×) 70 歳⇒75 歳

法 2 条 基本的理念

〔問題〕国民は、【 ① 】の精神に基づき、自ら【 ② 】に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、高齢者の医療に要する費用を【 ③ 】に負担するものとする。

①自助と連帯 ②加齢 ③公平

〔問題〕国民は、年齢、心身の状況等に応じ、【 ① 】若しくは地域又は【 ② 】において、高齢期における健康の保持を図るための適切な【 ③ 】を受ける機会を与えられるものとする。

①職域 ②家庭 ③保健サービス

法 3 条 責務

〔問題〕国は、国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組が円滑に実施され、高齢者医療制度の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、目的の達成に資するため、医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策を積極的に推進しなければならない。（○）

〔問題〕都道府県知事は、この法律の趣旨を尊重し、住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組及び高齢者医療制度の運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の施策を実施しなければならない。

（×）都道府県知事⇒地方公共団体

〔問題〕保険者は、加入者の高齢期における健康の保持のために必要な事業を積極的に推進するよう努めるとともに、高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に実施されるよう協力しなければならない。（○）

〔問題〕医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手並びに医療法に規定する医療提供施設の開設者及び管理者は、国、地方公共団体、保険者の行う各般の措置、施策及び事業に協力しなければならない。（○）

〔問題〕国は、この法律の趣旨を尊重し、住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組及び高齢者医療制度の運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の施策を実施しなければならない。

（×）国⇒地方公共団体

法 7 条 定義

〔問題〕この法律において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。（○）

- (1) 健康保険法
 - (2) 船員保険法
 - (3) 国民健康保険法
 - (4) 国家公務員共済組合法
 - (5) 地方公務員等共済組合法
 - (6) 私立学校教職員共済法
-

.....
[問題] この法律において「保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う下記のことをいう。(○)

- (1) 全国健康保険協会
- (2) 健康保険組合
- (3) 市町村(特別区を含む)
- (4) 国民健康保険組合
- (5) 共済組合
- (6) 日本私立学校振興・共済事業団

.....
[問題] この法律において「加入者」とは、医療保険各法の被保険者、組合員又は加入者及びこれらの被扶養者をいう。(○)

.....
[問題] 高齢者医療確保法における保険者には、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村(特別区を含む。以下本問において同じ。)、国民健康保険組合のほか、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団も含まれる。(○)

法 8 条 医療費適正化計画

[問題] 保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、5年ごとに、5年を1期として、特定健康診査等の実施に関する計画を定めるものとされている。(○)

.....
[問題] 厚生労働大臣は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進するため、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針(医療費適正化基本方針)を定める。(○)

.....
[問題] 厚生労働大臣は、5年ごとに、5年を一期として、全国医療費適正化計画を定めるものとする。

(×) 5年⇒6年

.....
[問題] 都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、5年ごとに、5年を一期として、当該都道府県における医療費適正化を推進するための計画(都道府県医療費適正化計画)を定めるものとする。

(×) 5年⇒6年

[問題] 都道府県知事は、医療費適正化基本方針に即して、6年ごとに、6年を一期として、当該都道府県における医療費適正化を推進するための計画（都道府県医療費適正化計画）を定めるものとする。

(×) 都道府県知事⇒都道府県

[問題] 医療費適正化計画

	内容	期間
厚生労働大臣	全国医療費適正化計画	6年ごとに、6年を一期
都道府県	【 ① 】	

①都道府県医療費適正化計画

[問題] 都道府県は、都道府県医療費適正化計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(○)

[問題] 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県医療費適正化計画の作成の手法その他都道府県医療費適正化計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。(○)

[問題] 厚生労働大臣は、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進するため、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針である医療費適正化基本方針を定めるとともに、6年ごとに6年を1期として、医療費適正化を推進するための全国医療費適正化計画を定めるものとされている。(○)

法8条6項 法9条7項 他 関係者への協議 公表

[問題] 厚生労働大臣は、医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議するものとする。

(×) 関係市町村⇒関係行政機関の長

[問題] 都道府県は、都道府県医療費適正化計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。(○)

.....
[問題] 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、年度ごとに、都道府県医療費適正化計画の進捗状況を公表するよう努めるものとする。(○)

.....
[問題] 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、年度ごとに、全国医療費適正化計画の進捗状況を公表するものとする。(○)

法 12 条 計画の実績に関する評価

[問題] 厚生労働大臣又は都道府県は、都道府県医療費適正化計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、当該計画に掲げる目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行うものとする。(○)

.....
[問題] 都道府県は、評価を行ったときは、その内容を、公表し、厚生労働大臣に報告するものとする。

(×) 公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に報告

.....
[問題] 厚生労働大臣は、評価を行ったときは、これを公表するものとする。(○)

.....
[問題] 都道府県は、医療費適正化基本方針に即して6年ごとに6年を1期として、当該都道府県における医療費適正化を推進するための都道府県医療費適正化計画を定めるものとされている。(○)

.....
[問題] 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県医療費適正化計画の期間の終了の日の属する年度の翌々年度において、当該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行うものとされている。

(×) 翌々年度⇒翌年度

法 18 条 法 19 条 特定健康診査等基本指針等

[問題] 特定健康診査等とは、「特定健康診査」及び「特定保健指導」をいう。(○)

.....

.....
[問題] 特定健康診査とは、糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。(○)

.....
[問題] 特定保健指導とは、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものを行う保健指導をいう。(○)

.....
[問題] 厚生労働大臣は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針(特定健康診査等基本指針)を定めるものとする。(○)

.....
[問題] 保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、5年ごとに、5年を一期として、特定健康診査等の実施に関する計画(特定健康診査等実施計画)を定めるものとする。(○)

法 20 条他 特定健康診査及び特定保健指導の実施

[問題] 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、【 ① 】以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。

①40

.....
[問題] 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、特定保健指導を行うものとする。(○)

.....
[問題] 高齢者の医療の確保に関する法律では、厚生労働大臣は、【 ① 】(糖尿病その他の政令で定める【 ② 】に関する健康診査)及び【 ③ 】の適切かつ有効な実施を図るための【 ① 】等基本指針を定めるものと規定されている。また、保険者は、この基本指針に即して、【 ④ 】年ごとに、【 ④ 】年を1期として、【 ① 】等実施計画を定め、この実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、【 ⑤ 】歳以上の加入者に対し、原則として【 ① 】を行うものとされている。

①特定健康診査 ②生活習慣病 ③特定保健指導 ④5 ⑤40

法 32 条他 前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整

〔問題〕 各保険者に係る加入者の数に占める前期高齢者である加入者の数の割合に係る医療費等の負担の不均衡を調整するため、社会保険診療報酬支払基金は、年度ごとに、医療費の少ない保険者から【 ① 】を徴収し、それを原資として、医療費負担の多い保険者に対して、【 ② 】を交付する。

①前期高齢者納付金等 ②前期高齢者交付金

〔問題〕 前期高齢者納付金等とは、前期高齢者納付金及び前期高齢者関係事務費拠出金をいう。(○)

法 48 条 後期高齢者医療広域連合

〔問題〕 後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療の事務（保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。）を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入して設けられる。(○)

〔問題〕 市町村は、後期高齢者医療の事務（保険料の徴収の事務等を除く。）を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合（後期高齢者医療広域連合）を設けるものとする。(○)

〔問題〕 高齢者の医療の確保に関する法律に関して、市町村（特別区を含む）は、後期高齢者医療の事務（保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。）を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合（後期高齢者医療広域連合）を設けるものとする。(○)

〔問題〕 後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者は、後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する 70 歳以上の者、または 65 歳以上 70 歳未満の者であって、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者である。

(×) 70 歳以上の者⇒75 歳以上の者

65 歳以上 70 歳未満の者⇒65 歳以上 75 歳未満の者

法 50 条 後期高齢者医療制度の被保険者

〔問題〕 下記のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

- (1) 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する【 ① 】歳以上の者
 - (2) 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する【 ② 】歳未満の者であって、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの
- ①75 ②65 歳以上 75

〔問題〕 後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者は、①後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する 75 歳以上の者、②後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する 65 歳以上 75 歳未満の者であって、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの、と規定している。(○)

法 47 条他 後期高齢者医療

〔問題〕 後期高齢者医療は、高齢者の疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。(○)

〔問題〕 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。(○)

- (1) 診察
 - (2) 薬剤又は治療材料の支給
 - (3) 処置、手術その他の治療
 - (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
 - (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
-

法 93 条他 費用の負担

〔問題〕 国は、後期高齢者医療の財政を調整するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合（後期高齢者医療広域連合）に対して、負担対象額の見込額の総額の 3 分の 1 に相当する額を調整交付金として交付する。

(×) 3 分の 1⇒12 分の 1

[問題] 後期高齢者医療給付に要する費用負担

費用の負担者		負担割合	
保険料等	被保険者の保険料	50%	10%
	後期高齢者交付金	6/12	40%
公費	国	50%	4/12
	都道府県	6/12	【 ① 】
	市町村		【 ① 】

①1/12

[問題] 高齢者の医療の確保に関する法律に関して、国は、後期高齢者医療の財政を調整するため、政令で定めるところにより、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合（後期高齢者医療広域連合）に対して、負担対象額の見込額の総額の3分の1に相当する額を調整交付金として交付する。

(×) 3分の1⇒12分の1

[問題] 市町村は、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、その一般会計において、負担対象額の一部を負担している。(○)

法 104 条 2 項 保険料

[問題] 都道府県及び市町村（特別区を含む。）は、後期高齢者医療に要する費用（財政安定化基金拠出金及び第 117 条第 2 項の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

(×) 都道府県及び市町村（特別区を含む。）⇒市町村（特別区を含む。）

[問題] 都道府県及び市町村（特別区を含む。）は、後期高齢者医療に要する費用（財政安定化基金拠出金及び第 117 条第 2 項の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

(×) 都道府県及び市町村（特別区を含む。）⇒市町村（特別区を含む。）

[問題] 保険料率は、療養の給付等に要する費用の額の予想額、財政安定化基金拠出金及び第 117 条第 2 項の規定による拠出金の納付に要する費用の予想額、国庫負担等に照らし、おおむね 5 年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

(×) おおむね 5 年⇒おおむね 2 年

[問題] 市町村（特別区を含む。）は、後期高齢者医療に要する費用（財政安定化基金拠出金及び第 117 条第 2 項の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。（○）

法 105 条 保険料の納付

[問題] 保険料徴収には、①特別徴収、②普通徴収、③その他の 3 つの方法がある。

(×) ③はない。

[問題] 特別徴収は、老齢等年金給付を受ける被保険者から老齢等年金給付の支払をする者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。（○）

[問題] 普通徴収は、保険料を課せられた被保険者又は当該被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該被保険者の配偶者に対し、地方自治法第 231 条の規定により納入の通知をすることによって保険料を徴収することをいう。（○）

[問題] 保険料徴収には、①特別徴収、②普通徴収の 2 つの方法がある。（○）

[問題] 特別徴収は、老齢等年金給付を受ける被保険者から老齢等年金給付の支払をする者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。（○）

[問題] 普通徴収は、保険料を課せられた被保険者又は当該被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該被保険者の配偶者に対し、地方自治法第 231 条の規定により納入の通知をすることによって保険料を徴収することをいう。（○）

[問題] 老齢等年金給付の額が 18 万円未満の場合は、特別徴収はできない。（○）

[問題] 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、政令で定める。

(×) 市町村の条例で定める。

〔問題〕 高齢者医療確保法では、配偶者の一方は、市町村が被保険者たる他方の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負うことを規定している。(○)

〔問題〕 世帯主は、当該世帯に属する被保険者の保険料を普通徴収の方法によって納付しようとする場合においては、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。(○)

〔問題〕 高齢者医療確保法では、配偶者の一方は、市町村が被保険者たる他方の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負うことを規定している。(○)

〔問題〕 高齢者医療確保法では、都道府県は、年度ごとに、保険者から、後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金を徴収することを規定している。

(×) 都道府県⇒社会保険診療報酬支払基金

法 128 条 不服申立て 他

〔問題〕 後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）に不服がある者は、社会保険審査会に審査請求をすることができる。

(×) 社会保険審査会⇒後期高齢者医療審査会

〔問題〕 高齢者の医療の確保に関する法律に関して、保険料の還付を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。(○)

介護保険法 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	★	★★	☆★	★★	—	★★	☆★	★	☆☆★

★：択一式 (H12. 13. 15. 16. 17. 18) ☆：選択式 (—)



【目的条文】

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

法1条他 目的

[問題] この法律は、【 ① 】に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により【 ② 】となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な【 ③ 】及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

①加齢 ②要介護状態 ③保健医療サービス

[問題] この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、【 ① 】並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が【 ② 】を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び【 ③ 】に係る給付を行うため、国民の【 ④ 】の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

①機能訓練 ②尊厳 ③福祉サービス ④共同連帯

〔問題〕国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。（○）

法2条 定義

〔問題〕介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（要介護状態等）に関し、必要な保険給付を行うものとする。（○）

〔問題〕「要介護状態」とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、【 ① 】月間にわたり継続して、【 ② 】を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（要介護状態区分）のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいう。

①6 ②常時介護

〔問題〕「要支援状態」とは、身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について【 ① 】月間にわたり継続して【 ② 】を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために【 ① 】月間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（要支援状態区分）のいずれかに該当するものをいう。

①6 ②常時介護

〔問題〕「要介護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 要介護状態にある【 ① 】歳以上の者
- (2) 要介護状態にある【 ② 】歳以上【 ① 】歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（【 ③ 】）によって生じたものであるもの

①65 ②40 ③特定疾病

[問題] 「要支援者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 【 ① 】 状態にある 65 歳以上の者
(2) 【 ① 】 状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者であって、その【 ① 】 状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであるもの

①要支援

[問題] 特定疾病とは、心身の病的加齢現象との医学的関係があると考えられる疾病であって、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因し要介護状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病である。(○)

[問題] 特定疾病については、その範囲を明確にするとともに、介護保険制度における要介護認定の際の運用を容易にする観点から、下記のように個別疾病名を列記している。

(○)

- ・パーキンソン病関連疾患
- ・初老期における認知症
- ・末期がん
- ・脳血管疾患 等々

[問題] 「介護支援専門員」とは、要介護者又は要支援者（要介護者等）からの【 ① 】に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業等を利用できるよう【 ② 】、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者等との【 ③ 】等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして【 ④ 】の交付を受けたものをいう。

①相談 ②市町村 ③連絡調整 ④介護支援専門員証

[問題] 介護支援専門員証の有効期間は、原則として 5 年とする。(○)

[問題] 介護保険法において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。(○)

- (1) 健康保険法
- (2) 船員保険法
- (3) 国民健康保険法
- (4) 国家公務員共済組合法
- (5) 地方公務員等共済組合法
- (6) 私立学校教職員共済法

[問題] 介護保険法の保険者は、市町村及び特別区である。(○)

法 5 条 法 6 条 国及び地方公共団体の責務

[問題] 国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。(○)

[問題] 市町村又は特別区は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(×) 市町村又は特別区は⇒国は

[問題] 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。(○)

[問題] 医療保険者は、介護保険事業が健全かつ円滑に行われるよう協力しなければならない。(○)

[問題] 国及び地方公共団体は、認知症に関する知識の普及、啓発、認知症に関する施策を総合的に推進するように努めなければならない。(○) (H30 年 法改正)

法 116 条他 計画等

[問題] 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）を定めるものとする。（○）

[問題] 市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（市町村介護保険事業計画）を定めるものとする。

(×) 5 年⇒3 年

[問題] 都道府県は、基本指針に即して、5 年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（都道府県介護保険事業支援計画）を定めるものとする。（○）

法 9 条 被保険者

[問題] 介護保険の被保険者は、第 1 号被保険者（市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の人）及び第 2 号被保険者（市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者）の 2 種別に区分される。（○）

[問題] 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村（特別区含む）が行う介護保険の被保険者とする。

(1) 市町村（特別区含む）の区域内に住所を有する【 ① 】歳以上の者（第 1 号被保険者）

(2) 市町村（特別区含む）の区域内に住所を有する【 ② 】歳以上【 ① 】歳未満の医療保険加入者（第 2 号被保険者）

①65 ②40

[問題] 介護保険法では、第 2 号被保険者とは、市町村（特別区を含む。）の区域内に住所を有する 20 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者をいう、と規定している。

(×) 20 歳以上⇒40 歳以上

[問題] 第 2 号被保険者は、医療保険加入者でなくなった日以後も、医療保険者に申し出ることにより第 2 号被保険者の資格を継続することができる。

(×) 継続するような規定はない。

法 41 条他 サービス事業者の指定・許可

種類	許可・指定	都道府県	市町村
①指定居宅サービス事業者	指定	○	
②指定介護予防サービス事業者	指定	○	
③指定地域密着型サービス事業者	指定		○
④指定地域密着型介護予防サービス事業者	指定		○
⑤指定居宅介護支援事業者	指定		○
⑥指定介護予防支援事業者	指定		○
⑦指定介護老人福祉施設	指定	○	
⑧介護老人保健施設	【 ① 】	○	
⑨介護医療院 (H30 年 法改正 追加)	【 ① 】	○	
⑨介護支援専門員 (ケアマネージャー)	【 ② 】	○	

①許可 ②登録

[問題] 市町村長（特別区の区長を含む。）は、指定地域密着型サービス事業者（上記⑦）の指定をしようとするときは、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならない。（○）

[問題] 指定居宅サービス事業者の指定は、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所ごとに、都道府県知事が行う。（○）

[問題] 指定介護予防サービス事業者は、当該指定介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 か月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。（○）

[問題] 介護老人保健施設を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。（○）

[問題] 介護保険施設とは、指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設をいう。（○）

[問題] 介護老人福祉施設とは、入所定員が 30 人以上の特別養護老人ホームである。（○）

法 18 条 保険給付

[問題] 介護保険法による保険給付には、被保険者の要介護状態に関する保険給付である「介護給付」及び被保険者の要支援状態に関する保険給付である「予防給付」のほかに、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する保険給付として条例で定める「市町村特別給付」がある。(○)

[問題] 介護保険の保険給付は、介護給付と予防給付の 2 種類である。
(×) と市町村特別給付の 3 種類

[問題] 介護給付とは、被保険者の要介護状態に関する保険給付である。(○)

[問題] 予防給付とは、被保険者の要支援状態に関する保険給付である。(○)

[問題] 市町村特別給付とは、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する保険給付として条例で定める給付である。(○)

[問題] 介護給付には、居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費がある。
(○)

[問題] 予防給付には、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費、介護予防サービス計画費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護予防サービス費、特定入所者介護予防サービス費がある。(○)

[問題] 予防給付には、施設に関する予防サービスはない。(○)

法 19 条 認定

[問題] 要介護認定の申請に対する処分は、当該申請に係る被保険者の心身の状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合を除き、当該申請のあった日から 30 日以内にしなければならない。(○)

〔問題〕 要介護認定は、要介護状態区分に応じて厚生労働省令で定める期間（以下「有効期間」）内に限り、その効力を有する。要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、市町村に対し、当該要介護認定の更新の申請をすることができる。（○）

〔問題〕 介護認定審査会は、市町村又は特別区（以下「市町村」）から要介護認定の審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとされている。（○）

〔問題〕 被保険者が要介護状態に該当することの審査及び判定等を行わせるために、市町村又は特別区に介護認定審査会を置く。（○）

〔問題〕 介護認定審査会の委員は、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

（×）市町村長が任命

〔問題〕 市町村は、介護保険法第 38 条第 2 項に規定する審査判定業務を行わせるため介護認定審査会を設置するが、市町村がこれを共同で設置することはできない。

（×）共同で設置することはできる。

〔問題〕 要介護認定を受けた被保険者は、その介護の必要の程度が、現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると認めるときは、市町村に対し、要介護状態区分の変更の認定の申請をすることができる。（○）

〔問題〕 要介護認定等の審査・判定を行う介護認定審査会は市町村に設置されており、認定に係わる申請、変更等は市町村に対して行う。（○）

〔問題〕 要介護認定を受けようとする被保険者は、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならず、当該申請に関する手続を代行又は代理することができるのは社会保険労務士のみである。

（×）

〔問題〕 介護認定にかかる申請について、被保険者は、社会保険労務士のほかに、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設又は地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。（○）

〔問題〕市町村（特別区を含む。）は、居宅要介護被保険者が、都道府県知事が指定する指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる指定居宅介護支援を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。（○）

〔問題〕介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

（×）市町村長の認定

〔問題〕要介護認定は、要介護状態区分に応じて厚生労働省令で定める期間内に限り、その効力を有する。（○）

法 28 条 2 項 認定の更新

〔問題〕要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、市町村に対し、当該要介護認定の更新の申請をすることができる。（○）

〔問題〕更新の申請は、要介護認定の有効期間の満了日の【 ① 】前から満了日までの間に行わなければならない。

①60

〔問題〕更新後の有効期間は、原則【 ① 】月間であるが、市町村が介護認定審査会の意見に基づき必要があると認めるときは、【 ② 】の範囲内で定める期間とする。

①12 ②3 月間から 12 月間

法 41 条他 保険給付の内容

〔問題〕 居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費の保険給付に関しては、被保険者の所得区分に応じて、費用の額のうち、それぞれの割合に相当する額が支給される。

	給付割合	自己負担
原則	100 分の【 ① 】	1 割
一定以上所得者	100 分の【 ② 】	2 割

①90 ②80

〔問題〕 居宅介護サービス計画費に関しては、指定居宅介護支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（全額）が支給される
(○)

〔問題〕 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費に関しては、一定の限度額を超え場合に、超えた部分が支給される。(○)

〔問題〕 高額介護サービス費の自己負担限度額

区分	自己負担限度額
現役並み所得者	【 ① 】円
一般	【 ② 】円
市町村民税世帯非課税者（下記以外）	24,600 円
生活保護受給者等	15,000 円

①44,400 ②37,200

〔問題〕 介護保険では居宅介護サービス費の 100 分の 70 に相当する額が支給される。
(×) 100 分の 90

〔問題〕 高額医療合算介護サービス費の対象となる介護サービス費の 1 割負担には、福祉用具購入費・住宅改修費や施設サービス等での食費・居住費の負担も含まれる。
(×) 含まれない。

法 121 条 費用の負担

〔問題〕国は、市町村に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の額について、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する額を負担する。

(1) 介護給付（次号に掲げるものを除く。）及び予防給付（同号に掲げるものを除く。）に要する費用…【 ① 】

(2) 介護給付（介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）及び予防給付（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）に要する費用…【 ② 】

①100 分の 20 ②100 分の 15

〔問題〕国は、財政調整のために行う調整交付金を除き、原則として、市町村に対し、介護給付（介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものを除く。）に要する費用及び予防給付に要する費用（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものを除く。）の額についてはその 100 分の 20 に相当する額を負担する。（○）

〔問題〕市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護給付及び予防給付に要する費用の額の 100 分の 25 に相当する額を負担する。

(×) 100 分の 25⇒100 分の 12.5

〔問題〕都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護給付（介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものを除く。）に要する費用及び予防給付に要する費用（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものを除く。）についてはその 100 分の 20 に相当する額を負担する。

(×) 100 分の 20⇒100 分の 12.5

〔問題〕都道府県は、介護保険の財政調整を行うために第 1 号被保険者の年齢階級別の分布状況、第 1 号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令の定めるところにより、都道府県の負担による調整交付金を市町村に対して交付する。

(×) 都道府県⇒国

法 129 条 保険料

〔問題〕 保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第 1 号被保険者の所得の分布状況及びその見直し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね【 ① 】年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

①3

〔問題〕 市町村又は特別区は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるために保険料を徴収しなければならない。（○）

〔問題〕 市町村又は特別区は、当該保険料は、第 1 号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。（○）

〔問題〕 介護保険法によると、保険料の賦課期日は、当該年度の初日とされている。（○）

〔問題〕 保険料その他介護保険法の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとされている。（○）

〔問題〕 市町村による保険料は、特別徴収及び普通徴収により徴収される。（○）

法 147 条 財政安定化基金

〔問題〕 都道府県は、介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、財政安定化基金を設けるものとする。（○）

〔問題〕 都道府県は、財政安定化基金に充てるため、市町村から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。（○）

法 183 条 審査請求

[問題] 保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。）又は保険料その他この法律の規定による徴収金（財政安定化基金拠出金、介護給付費・地域支援事業支援納付金及び延滞金を除く。）に関する処分に不服がある者は、【 ① 】に審査請求をすることができる。

①介護保険審査会

[問題] 保険給付に関する処分又は保険料その他介護保険法の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、当該処分をした市町村又は特別区をその区域に含む都道府県に設置されている介護認定審査会に審査請求をすることができる。

(×) 介護認定審査会⇒介護保険審査会

[問題] 審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文書又は口頭でしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。(○)

[問題] 介護保険審査会は、各都道府県に置かれている。(○)

法 200 条 時効 その他

[問題] 保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。(○)

[問題] 偽りその他不正な行為により保険給付を受けた者がいるときは、市町村又は特別区は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。(○)

法 115 条の 45 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

〔問題〕市町村は、被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、【 ① 】を行うものとする。

①介護予防・日常生活支援総合事業

〔問題〕市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業等を行うものとする。（○）

船員保険法 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	★★	—	—	—	—	★★	—

★：択一式 (H5. 7. 16. 19) ☆：選択式 (—)



【目的条文】

この法律は、船員又はその被扶養者の職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行うとともに、労働者災害補償保険法による保険給付と併せて船員の職務上の事由又は通勤による疾病、負傷、障害又は死亡に関して保険給付を行うこと等により、船員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

法1条 目的

[問題] この法律は、船員又はその被扶養者の【 ① 】の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行うとともに、【 ② 】による保険給付と併せて船員の【 ③ 】の事由又は通勤による疾病、負傷、障害又は死亡に関して保険給付を行うこと等により、船員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

①職務外 ②労働者災害補償保険法 ③職務上

[問題] 船員保険法は、昭和【 ① 】年に制定された船員のための保険で、医療保険、労災保険、雇用保険に相当する保険給付を総合的に行う保険であるが、平成【 ② 】年の改正により、雇用保険に相当する給付はすべて雇用保険に、労災保険に相当する保険給付については、労災保険の補完的な給付のみを行うこととされた。

①14 ②22

[問題] 船員保険法は、大正 14 年に制定され、翌年から施行された。同法に基づく船員保険制度は船員のみを対象とし、年金等給付を含む総合保険であるが、健康保険に相当する疾病給付は対象としていなかった。

(×) 大正 14 年⇒昭和 14 年 健康保険に相当する疾病給付も対象

[問題] 船員保険法は、昭和 14 年に制定され、翌年から施行され、疾病給付および年金給付等を含む総合保険として発足した。(○)

法 2 条 被保険者の定義

[問題] この法律において「被保険者」とは、船員法として船舶所有者に使用される者及び疾病任意継続被保険者をいう。(○)

[問題] 「疾病任意継続被保険者」とは、船舶所有者に使用されなくなったため、被保険者（独立行政法人等職員被保険者を除く。）の資格を喪失した者であって、喪失の日の前日まで継続して2月以上被保険者（疾病任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）であったもののうち、健康保険法による全国健康保険協会に申し出て、継続して被保険者になった者をいう。(○)

[問題] 船員保険の管理運営主体、すなわち保険者は、健康保険法による全国健康保険協会である。(○)

法 4 条他 保険者 他

[問題] 船員保険は、健康保険法 による全国健康保険協会（以下「協会」という。）が、管掌する。(○)

[問題] 船員保険事業に関して船舶所有者及び被保険者（その意見を代表する者を含む。）の意見を聴き、当該事業の円滑な運営を図るため、協会に船員保険協議会を置く。(○)

法 11 条他 被保険者資格の取得・喪失 他

[問題] 強制被保険者の資格の取得日は、船員として船舶所有者に使用されることとなった日である。(○)

[問題] 被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。）は、船員として船舶所有者に使用されるに至った日から、当該被保険者の資格を取得する。(○)

〔問題〕 強制被保険者の資格の喪失日は、被保険者が船員として船舶所有者に使用されなくなった日の翌日又は死亡した日の翌日に限られる。

(×) 船舶所有者に使用されなくなった日の翌日（その日にさらに資格を取得したときはその日）

〔問題〕 被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。）は、死亡した日又は船員として船舶所有者に使用されなくなるに至った日の翌日（その事実があった日に更に船舶所有者に使用されるに至ったときは、その日）から、当該被保険者の資格を喪失する。（○）

〔問題〕 船舶所有者は、厚生労働省令の定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。（○）

〔問題〕 船舶所有者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。）の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。（○）

法 29 条 保険給付

〔問題〕 船員保険法に関して被保険者又は被保険者であった者の給付対象傷病に関しては、療養の給付を行なうが、自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給も当該療養の給付に含まれる。（○）

〔問題〕 船員保険法の療養の給付の内容は下記のとおりである。（○）

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給

[問題] 被保険者又は被保険者であった者の給付対象傷病に関しては、療養の給付を行なうが、自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給も当該療養の給付に含まれる。(○)

[問題] 船員保険法に関して傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6カ月を超えないものとする。

(×) 1年6カ月⇒3年

[問題] 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとする。

(×) 1年6カ月⇒3年

[問題] 被保険者又は被保険者であった者が被保険者の資格を喪失する前に発した職務外の事由による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養のため職務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。(○)

[問題] 船員保険法に関して出産手当金の支給期間は、出産の日以前において妊娠中のため職務に服さなかった期間及び出産の日後56日以内において職務に服さなかった期間である。(○)

[問題] 被保険者又は被保険者であった者が出産したときは、出産の日以前において職務に服さなかった期間及び出産の日後56日以内において職務に服さなかった期間、出産手当金を支給する。(○)

[問題] 船員保険法に関して休業手当金は、被保険者又は被保険者であった者が職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養のため労働することができないために報酬を受けない日について支給され、当該報酬を受けない最初の日から支給の対象となる。(○)

[問題] 休業手当金は、被保険者又は被保険者であった者が職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養のため労働することができないために報酬を受けない日について支給され、当該報酬を受けない最初の日から支給の対象となる。(○)

〔問題〕休業手当金は、被保険者又は被保険者であった者が職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養のため労働することができないために報酬を受けない日について、支給する。(○)

〔問題〕船員保険法に関して被保険者が職務上の事由により行方不明となったときは、その期間、被扶養者に対し、行方不明手当金を支給する。ただし、行方不明の期間が1か月未満であるときは、この限りでない。また、被保険者の行方不明の期間に係る報酬が支払われる場合においては、その報酬の額の限度において行方不明手当金を支給しない。(○)

〔問題〕被保険者が職務上の事由により行方不明となったときは、その期間、被扶養者に対し、行方不明手当金を支給する。ただし、行方不明の期間が1か月未満であるときは、この限りでない。(行方不明の期間が1か月以上になった際に支給される。)(○)

〔問題〕被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。)が職務上の事由により行方不明となったときは、その期間、被扶養者に対し、行方不明手当金を支給するが、その支給を受ける期間は被保険者が行方不明となった日から起算して6か月を限度とする。
(×) 翌日から起算して3か月を限度

〔問題〕被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。)が職務上の事由により行方不明となったときは、その期間、被扶養者に対し、行方不明手当金を支給するが、その支給を受ける期間は被保険者が行方不明となった日から起算して6か月を限度とする。
(×) 行方不明となった日から起算して6か月を限度⇒行方不明となった日の翌日から起算して3か月を限度

〔問題〕被保険者が職務上の事由により行方不明となったときは、原則として、その期間、被扶養者に対し、行方不明手当金を支給する。(○)

〔問題〕行方不明の期間が1か月未満であるときは、支給しない。また、被保険者の行方不明の期間に係る報酬が支払われる場合においては、その報酬の額の限度において行方不明手当金を支給しない。(○)

〔問題〕被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対し審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。(○)

[問題] 船員保険では被保険者がその資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある場合には社会保険審査官に対し審査請求を行い、その決定に不服がある場合には社会保険審査会に対し再審査請求を行うことができる。(○)

児童手当法 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	☆	—	—	—	★	☆	☆	—	☆

★：択一式 (H10. 13. 14. 17. 19) ☆：選択式 (—)



【目的条文】

この法律は、子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

法1条 目的

【問題】 この法律は、【 ① 】に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に【 ② 】を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、【 ③ 】を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

①子ども・子育て支援法 ②児童手当 ③次代の社会

【問題】 この法律は、子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、【 ① 】が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、【 ② 】における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

①父母その他の保護者 ②家庭等

【問題】 児童手当法は、児童を養育する家庭の生活の安定に寄与し、次代を担う児童の健全な育成と資質の向上を資することを目的として、昭和【 ① 】に制定され、翌年1月に施行された。

①46

.....
[問題] 平成 27 年法改正により、「子ども・子育て支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため」との文言が目的条文に加わった。(○)
.....

法 3 条他 定義

[問題] この法律において「児童」とは、【 ① 】歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であって、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。

①18

.....
[問題] この法律にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。(○)
.....

[問題] 支給要件児童とは、下記の者をいう。

- (1) 【 ① 】歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下「中学校修了前の児童」）
- (2) 中学校修了前の児童を含む【 ② 】人以上の児童（施設入所等児童を除く。）

①15 ②2

法 4 条 支給要件

〔問題〕 児童手当は、下記のいずれかに該当する者に支給する。

- (1) 【 ① 】 …支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。）であって、日本国内に住所を有するもの
- (2) 【 ② 】 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。）
- (3) 【 ① 】 又は 【 ② 】 のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの
- (4) 中学校修了前の施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者

①父母等 ②父母指定者

法 7 条 認定

〔問題〕 児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）の都道府県知事の認定を受けなければならない。

(×) 市町村長（特別区の区長を含む。）の認定

〔問題〕 一般受給資格者（公務員である一般受給資格者を除く。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

(×) 市町村長（特別区の区長を含む）の認定

法 6 条 支給額

〔問題〕 児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1 月につき、次の各号に掲げる児童手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

児童	1 人当たり月額 支給額
3 歳未満	【 ① 】 円
3 歳以上小学校修了前（第 1 子・第 2 子）	【 ② 】 円
3 歳以上小学校修了前（第 3 子）	【 ① 】 円
小学校修了後中学修了前	【 ② 】 円

①15,000 ②10,000

〔問題〕 支給要件に該当する者であっても、所得制限により児童手当を支給されない者に対して特例給付として児童 1 人につき月額 5,000 円を支給する。（○）

〔問題〕 児童手当の支給額の具体例

所得基準額未満で、3 人の児童（16 歳、14 歳、11 歳）を養育している場合

年齢	児童手当
16 歳…第 1 子	支給なし
14 歳…第 2 子	10,000 円
11 歳…第 3 子	15,000 円

合計 25,000 円（○）

〔問題〕 児童手当の支給額の具体例

所得基準額未満で、3 人の児童（19 歳、14 歳、11 歳）を養育している場合

年齢	児童手当
19 歳…カウントしない	支給なし
14 歳…児童手当上第 1 子	10,000 円
11 歳…児童手当上第 2 子	10,000 円

合計 20,000 円（○）

法 8 条 支給及び支払

[問題] 児童手当の支給は、原則として、受給資格者が児童手当法の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。(○)

[問題] 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、原則としてその者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行われる。(○)

[問題] 児童手当は、毎年 2 月、6 月、10 月に、それぞれ前月分までを支払うものとする。(○)

法 18 条 費用の負担

[問題] 児童手当の支給に要する費用の負担割合は、支給対象が、「被用者、被用者でない者、公務員」によって異なる。(○)

[問題] 費用の負担

	一般 事業主	国庫	都道府 県	市町村
(被用者) 3 歳に満たない児童に係わる児童手当の支給 に要する費用	【 ① 】	16/45	4/45	4/45
(被用者) 3 歳以上中学校修了前の児童に係わる児童手 当の支給に要する費用		2/3	1/6	1/6
被用者又は公務員でない者		2/3	1/6	1/6
公務員	【 ② 】が全額負担			

①7/15 ②都道府県

[問題] 児童手当法の規定によると、被用者（厚生年金保険等の被保険者等）に対する児童手当（3歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする。）に係る児童手当の額に係る部分に限る。）に要する費用は、国庫、都道府県及び市町村がそれぞれ3分の1ずつを負担する。

(×) 拠出金（15分の7）、国庫（45分の16）、都道府県及び市町村（45分の4）

[問題] 児童手当法の規定によると、被用者等でない自営業者等に対する児童手当（3歳に満たない児童を対象とするもので、3歳以上中学校修了前の児童を対象とする特例給付を除く。）に要する費用は、国庫が5分の3、都道府県及び市町村がそれぞれ5分の1ずつを負担する。

(×) 3分の2に相当する額を国庫が負担し、6分の1に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担

[問題] 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用（当該地方公務員が施設等受給資格者である場合にあっては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分を除く。）は、国と当該都道府県がそれぞれ50%ずつを負担する。

(×) 都道府県がその全額を負担

法 10 条他 通則

[問題] 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。(○)

[問題] 受給資格者（公務員である者を除く。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

(×) 居住地の市町村長の認定が必要

[問題] 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者（公務員でないものとする。）がある場合、市町村長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。(○)

[問題] 平成 27 年の法改正により、拠出金に関する法的根拠が、「児童手当法」から、「子ども・子育て支援法」に移行したため、平成 27 年 4 月以降は、「児童手当法」の規定により児童手当拠出金を納付する義務は生じない。(○)

[問題] 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金を処せられる。ただし、刑法に正条があるときは刑法による。(○)

[問題] 児童手当の支給を受ける権利及び拠出金その他児童手当法の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、3 年を経過したときは、時効によって消滅する。
(×) 2 年

[問題] 児童手当の支給を受けている一般受給資格者（個人である場合に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長又は特別区の区長に対し、前年の所得の状況及びその年の 7 月 1 日における被用者又は被用者等でない者の別を記載した届出を毎年 7 月 1 日から同月末日までの間に提出しなければならない。

(×) 厚生労働省令で定めるところにより⇒内閣府令で定めるところにより 7 月 1 日
⇒6 月 1 日

社会保険労務士法 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	—	★★	★★	☆	★★	★★	☆☆★	★★	★★

★：択一式 (H10. 15. 16. 17) ☆：選択式 (H10. 19) H16 年, 27 年, 28 年, 29 年



【目的条文】

この法律は、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もって労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。

法 1 条 目的

[問題] この法律は、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もって【 ① 】に関する法令の【 ② 】に寄与するとともに、事業の【 ③ 】と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。

①労働及び社会保険 ②円滑な実施 ③健全な発達

法 1 条の 2 社会保険労務士の責務

[問題] 社会保険労務士は、常に【 ① 】を保持し、業務に関する【 ② 】に精通して、公正な立場で、【 ③ 】にその業務を行わなければならない。

①品位 ②法令及び実務 ③誠実

法 2 条 社会保険労務士の業務

[問題] 社会保険労務士の業務には、下記のように 3 つの種類がある。(○)

	内容
1 号業務	申請手続等業務 紛争解決手続代理業務
2 号業務	帳簿の作成 (1 号の書類を除く)
3 号業務	相談業務

〔問題〕 1号業務の「申請手続等業務」は、下記のとおりである。(○)

- (1) 労働社会保険諸法令に基づいて、申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、再審査請求書その他の書類を作成すること。
- (2) 上記申請書等の提出
- (3) 労働社会保険諸法令に基づく申請等について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述について、代理すること（事務代理）。

〔問題〕 社会保険労務士法人が行う紛争解決手続代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限り、行うことができる。(○)

〔問題〕 1号業務の「紛争解決手続代理業務」は、下記のとおりである。

- (1) 個別労働関係紛争解決促進法に規定する紛争調整委員会における【 ① 】の手続並びに障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法律、パートタイム労働法に規定する【 ② 】の手続について、紛争の当事者を【 ③ 】すること。
 - (2) 都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争（一定の紛争を除く）に関する【 ① 】の手続について、紛争の当事者を【 ③ 】すること。
 - (3) 個別労働関係紛争（紛争の目的の価額が【 ④ 】万円を超える場合には、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限る。）に関する民間紛争解決手続であって、【 ⑤ 】が指定するものを行うものについて、紛争の当事者を【 ③ 】すること。
- ①あっせん ②調停 ③代理 ④120 ⑤厚生労働大臣

〔問題〕 2号業務の「帳簿の作成（1号の書類を除く）」とは、労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含み、申請書等を除く。）を作成することをいう。(○)

〔問題〕 3号業務の「相談業務」とは、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導することをいう。(○)

〔問題〕 紛争解決手続代理業務には、次に掲げる事務が含まれている。

- (1) あっせんの手続及び調停の手続等について【 ① 】に応ずること
 - (2) 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間に【 ② 】を行うこと
 - (3) 紛争解決手続により成立した和解における【 ③ 】を内容とする【 ④ 】すること
- ①相談 ②和解の交渉 ③合意 ④契約を締結

[問題] 上記の紛争解決手続代理業務は、特定社会保険労務士に限り行うことができる。
(○)

[問題] 社会保険労務士業務のひとつである労働社会保険諸法令に基づく申請書等の提出代行事務とは、提出義務者本人が行うべき申請書等の提出手続に必要な一切の事務処理を提出義務者本人に代わって社会保険労務士が行うことを意味する。(○)

[問題] 上記提出代行事務には、委任の範囲内で内容の変更等を行い得るのみならず、申請等について責任をもって処理できるよう当該申請等に係る行政機関等の調査又は処分に関する主張又は陳述を行い得るものは含まれない。

(○) 調査又は処分に関する主張又は陳述は、事務代理である。

[問題] 特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理する場合の紛争の目的の価額の上限は 60 万円である。

(×) 120 万円

[問題] 特定社会保険労務士が弁護士である訴訟代理人とともに補佐人として裁判所に出頭し紛争解決の補佐をする場合の紛争の目的の価額の上限は 120 万円とされている。

(×) 補佐人には、金額の上限の規定なし。社会保険労務士でも補佐人は可能

[問題] 具体的な個別労働関係紛争について依頼者があつせん等によって解決する方針を固めた以降に行われる紛争解決手続代理業務受任前の当該紛争に係る相談は、紛争解決手続代理業務に含まれないため、特定社会保険労務士でない社会保険労務士も行うことができる。

(×) 受任前の当該紛争に係る相談は、紛争解決手続代理業務に含まれるため、特定社会保険労務士のみ可能

法 2 条の 2 補佐人制度

[問題] 社会保険労務士が、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出頭し、陳述した場合、当事者又は訴訟代理人がその陳述を直ちに取り消し、又は更正しない限り、当事者又は訴訟代理人が自らその陳述をしたものとみなされる。(○)

〔問題〕社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、【 ① 】において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに【 ② 】し、【 ③ 】をすることができる。

①裁判所 ②出頭 ③陳述

〔問題〕補佐人としての業務は、特定社会保険労務士に限定されている。

(×) 限定されていない。

〔問題〕社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。(○)

〔問題〕特定社会保険労務士に限り、補佐人として、労働社会保険に関する行政訴訟の場面や、個別労働関係紛争に関する民事訴訟の場面で、弁護士とともに裁判所に出頭し、陳述することができる。

(×) 特定社会保険労務士に限らない。

法3条 社会保険労務士の資格 法5条 欠格事由

〔問題〕懲戒処分により、弁護士、公認会計士、税理士又は行政書士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているものは、社会保険労務士の登録を受けることができない。(○)

〔問題〕下記の一に該当する者であって、労働社会保険諸法令に関する厚生労働省令で定める事務に従事した期間が通算して【 ① 】年以上になるもの又は厚生労働大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めるものは、社会保険労務士となる資格を有する。

- (1) 社会保険労務士試験に合格した者
- (2) 社会保険労務士試験の免除科目が試験科目の全部に及ぶ者
- (3) 弁護士となる資格を有する者

①2

〔問題〕 次の各号のいずれかに該当する者は、第 3 条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有しない。

- (1) 未成年者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 破産者で復権を得ないもの
- (4) 懲戒処分により社会保険労務士の失格処分を受けた者で、その処分を受けた日から【 ① 】年を経過しないもの
- (5) この法律又は労働社会保険諸法令の規定により【 ② 】以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から【 ① 】年を経過しないもの
- (6) 前号に掲げる法令以外の法令の規定により【 ③ 】以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から【 ① 】年を経過しないもの
- (7) 登録の取消しの処分を受けた者で、その処分を受けた日から【 ① 】年を経過しないもの
- (8) 公務員等で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から【 ① 】年を経過しない者
- (9) 【 ④ 】により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、税理士の業務を禁止され又は行政書士の業務を禁止された者で、これらの処分を受けた日から【 ① 】年を経過しないもの

①3 ②罰金 ③禁固 ④懲戒処分

〔問題〕 失格処分を受けると、当該処分を受けた日から 5 年間は社会保険労務士となる資格を有しないので、その者の登録は抹消され、社会保険労務士会の会員たる資格を失うこととなる。

(×) 5 年間⇒3 年間

〔問題〕 社会保険労務士に対する懲戒処分には、戒告、業務停止及び失格処分の 3 種があるが、このうち失格処分とされた者が再び社会保険労務士となるためには、改めて社会保険労務士試験に合格する必要がある。

(×) 改めて社会保険労務士試験に合格する必要はない。

法 10 条 社会保険労務士試験 法 13 条 合格の取り消し

〔問題〕 社会保険労務士試験は、毎年一回以上、厚生労働大臣が行なう。 (○)

〔問題〕 厚生労働大臣は、不正の手段によって社会保険労務士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。 (○)

〔問題〕 全国社会保険労務士会連合会は、試験事務の実施に関し、厚生労働大臣の権限（社会保険労務士試験を受けることを禁止することに限る。）を行使することができる。 (○)

〔問題〕 厚生労働大臣は、法 13 の規定による処分を受けた者に対し、情状により、3 年以内の期間を定めて社会保険労務士試験を受けることができないものとするすることができる。 (○)

〔問題〕 社会保険労務士法に関して、厚生労働大臣は、不正の手段によって社会保険労務士試験を受け、または受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、またはその試験を受けることを禁止することができる。 (○)

法 13 条の 3 紛争解決手続代理業務試験

〔問題〕 紛争解決手続代理業務試験は、紛争解決手続代理業務を行うのに必要な【 ① 】及び【 ② 】に関する研修であって厚生労働省令で定めるものを修了した社会保険労務士に対し、当該学識及び実務能力を有するかどうかを判定するために、毎年一回以上、【 ② 】が行う。

①学識 ②実務能力 ③厚生労働大臣

〔問題〕 社会保険労務士は、その登録に紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記を受けようとするときは、氏名その他厚生労働省令で定める事項を記載した付記申請書を、紛争解決手続代理業務試験に合格したことを証する書類を添付の上、社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。 (○)

〔問題〕 紛争解決手続代理業務の付記を行った場合には、社会保険労務士証票を返還し、かわりに特定社会保険労務士証票の交付を受けることになる。(○)

法 14 条の 2 社会保険労務士の登録 他

〔問題〕 社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、【 ① 】に、氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

①社会保険労務士会名簿

〔問題〕 社会保険労務士名簿の登録は、社会保険労務士会連合会が行う。(○)

〔問題〕 社会保険労務士は、社会保険労務士名簿に登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。(○)

〔問題〕 社会保険労務士となる資格を有する者が、社会保険労務士となるためには、全国社会保険労務士会連合会から免許を受けることが必要である。

(×) 免許ではなく、社会保険労務士名簿への登録が必要

法 14 条の 6 社会保険労務士の登録の決定

〔問題〕 全国社会保険労務士会連合会は、登録の申請を受けた場合においては、当該申請者が社会保険労務士となる資格を有し、かつ、登録拒否事由に該当しない者であると認めるときは、遅滞なく、【 ① 】に登録し、当該申請者が社会保険労務士となる資格を有せず、又は登録拒否事由のいずれかに該当する者であると認めるときは登録を拒否しなければならない。登録を拒否しようとする場合においては、【 ② 】の議決に基づいてしなければならない。

①社会保険労務士名簿 ②資格審査会

〔問題〕登録拒否事由とは、下記のとおりである。

- (1) 【 ① 】により、弁護士、公認会計士、税理士又は行政書士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの
- (2) 【 ② 】により社会保険労務士の業務を行うことができない者
- (3) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律、健康保険法、厚生年金保険法、国民健康保険法、国民年金法、高齢者の医療の確保に関する法律又は介護保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料について、登録の申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく【 ③ 】を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく【 ④ 】月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料のすべてを引き続き滞納している者
- (4) 社会保険労務士の【 ⑤ 】を害するおそれがある者その他社会保険労務士の職責に照らし社会保険労務士としての適格性を欠く者

①懲戒処分 ②心身の故障 ③滞納処分 ④3 ⑤信用又は品位

法 14 条の 9 社会保険労務士の登録の取消し

〔問題〕社会保険労務士の登録の拒否及び登録の取消しについて必要な審査を行う資格審査会の委員は、社会保険労務士、労働又は社会保険の行政事務に従事する職員及び学識経験者各同数を委嘱しなければならない。（○）

〔問題〕全国社会保険労務士会連合会は、社会保険労務士の登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、資格審査会の議決に基づき、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 登録を受ける資格に関する重要事項について、告知せず又は不実の告知を行って当該登録を受けたことが判明したとき。
- (2) 【 ① 】により社会保険労務士の業務を行うことができない者に該当するに至ったとき
- (3) 【 ② 】年以上継続して所在が不明であるとき

①心身の故障 ②2

法 14 条の 10 社会保険労務士の登録の抹消

〔問題〕 全国社会保険労務士会連合会は、社会保険労務士が下記の一つに該当したときは、遅滞なく、その登録を抹消しなければならない。(○)

- (1) 登録の抹消の申請があつたとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) 登録の取消しの処分を受けたとき その他
-

法 25 条の 6 社会保険労務士法人の設立

〔問題〕 社会保険労務士は、社会保険労務士の業務に規定する業務を行うことを目的として、社会保険労務士法人を設立することができる。

(×) 紛争解決手続代理業務は除かれている。

〔問題〕 社会保険労務士法に関して、社会保険労務士法人の社員は、社会保険労務士でなければならない。(○)

〔問題〕 社会保険労務士法人の事務所には、その事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている社会保険労務士会の会員である社員を常駐させなければならない。

(○)

〔問題〕 社会保険労務士法人の設立には 2 人以上の社員が必要である。

(×) 1 人で設立可能

法 25 条の 9 業務の範囲

〔問題〕 社会保険労務士法人は、社会保険労務士の業務に規定する業務（紛争解決手続代理業務は除く）を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。(○)

- (1) 社会保険労務士の業務に規定する業務に準ずるものとして厚生労働省令で定める業務の全部又は一部
 - (2) 紛争解決手続代理業務
-

[問題] 社会保険労務士法人は、定款で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受け労働者派遣事業を行うことができるため、この場合、当該社会保険労務士法人の使用人である社会保険労務士は労働者派遣の対象となり、派遣先については特段の制限はなく、一般企業等へ派遣される。

(×) 一般企業等へ派遣は不可

[問題] 社会保険労務士法人の使用人である社会保険労務士が労働者派遣の対象となり、かつ、派遣先が開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人であるものに限り、労働者派遣事業を行うことができる。(○)

[問題] 社会保険労務士法人は、補佐人として陳述をする事務について、事務の委託を受けることができる。(○)

[問題] 社会保険労務士が事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をする事務について、社会保険労務士法人は、その社員又は使用人である社会保険労務士に行わせる事務の委託を受けることができる。(○)

法 25 条の 15 の 3 社員の責任

[問題] 社会保険労務士法人の財産をもってその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯して、その弁済の責任を負う。(○)

法 25 条の 18 第 1 項 社員の競業の禁止

[問題] 社会保険労務士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその社会保険労務士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の社会保険労務士法人の社員となつてはならない。(○)

〔問題〕社会保険労務士である社会保険労務士法人の社員は、社会保険労務士法人とは別個の個人の社会保険労務士として、自己のためにその社会保険労務士法人の業務の範囲に属する業務を行うことはできないが、第三者のために当該業務を行うことは差し支えないとされている。(×)

法 25 条の 22 社会保険労務士法人の解散

〔問題〕社会保険労務士法人は、次に掲げる理由によって解散する。(○)

- (1) 定款に定める理由の発生
- (2) 総社員の同意
- (3) 他の社会保険労務士法人との合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 解散を命ずる裁判
- (6) 解散の命令
- (7) 社員の欠亡

〔問題〕社会保険労務士法人は、他の社会保険労務士法人との合併以外の事由により解散したときは、解散の日から2週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の社会保険労務士会を経由して、連合会に届け出なければならない。(○)

法 15 条 不正行為の指示等の禁止 他

〔問題〕社会保険労務士は、不正に労働社会保険諸法令に基づく保険給付を受けること、不正に労働社会保険諸法令に基づく保険料の賦課又は徴収を免れることその他労働社会保険諸法令に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしてはならない。(○)

〔問題〕社会保険労務士は、社会保険労務士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。(○)

〔問題〕社会保険労務士は、社会保険労務士会及び連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。(○)

〔問題〕 開業社会保険労務士は、正当な理由がある場合でなければ、依頼（紛争解決手続代理業務に関するものを除く。）を拒んではならない。（○）

〔問題〕 開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員は、正当な理由がなくて、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員でなくなった後においても、また同様とする。（○）

〔問題〕 社会保険労務士は、名称の使用制限、業務の制限の規定に違反する者から事件のあっせんを受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。（○）

〔問題〕 社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、社会保険労務士の業務（指導・相談業務を除く）として行ってはならない。（○）

〔問題〕 厚生労働大臣は、社会保険労務士に対し戒告の処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、その理由を付記した書面により当該社会保険労務士に通知しなければならない。（○）

〔問題〕 上記の場合、官報をもって公告する必要はない。
（×）官報をもって公告する必要がある。

〔問題〕 開業社会保険労務士が委託者より呈示された帳簿等の記載内容が真正の事実と異なるものであることを知りながら、故意に真正の事実と反して申請書等の作成をした場合は、失格処分を受けることがある。（○）

〔問題〕 社会保険労務士は、労働社会保険諸法令に関する事務の専門家として業務の遂行に当たり相当の注意を払うべきことは当然であるから、注意義務を怠り真正の事実と反して申請書の作成を行った場合等についても、その責任を追及され、開業社会保険労務士の場合は、2年間の業務の停止の処分を受けることがある。
（×）2年間⇒1年以内

〔問題〕 社会保険労務士法第25条の2第2項では、厚生労働大臣は、開業社会保険労務士が、相当の注意を怠り、労働社会保険諸法令に違反する行為について指示をし、相談に応じたときは、当該社会保険労務士の失格処分をすることができる」とされている。
（×）戒告又は1年以内の業務の停止の処分をすることができる。

〔問題〕厚生労働大臣は、社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があった場合、懲戒処分をすることができるが、この権限は政令に定めるところにより、全国社会保険労務士会連合会に委任されている。

(×) 委任されていない。

法 22 条 業務を行い得ない事件

〔問題〕社会保険労務士は、国又は地方公共団体の公務員として職務上取り扱った事件及び仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件については、その業務を行ってはならない。(○)

〔問題〕特定社会保険労務士は、次に掲げる事件については、紛争解決手続代理業務を行ってはならない。

- (1) 紛争解決手続代理業務に関するものとして、相手方の【 ① 】を受けて【 ② 】し、又はその依頼を承諾した事件
- (2) 紛争解決手続代理業務に関するものとして相手方の【 ① 】を受けた事件で、その【 ① 】の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの
- (3) 紛争解決手続代理業務に関するものとして受任している事件の相手方からの依頼による他の事件（受任している依頼者が同意している場合は可能）
- (4) 開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士としてその業務に従事していた期間内に、その開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人が、紛争解決手続代理業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であって、自らこれに関与したもの その他

①協議 ②賛助

〔問題〕社会保険労務士は、名称の使用制限又は業務の制限の規定に違反する者から事件のあっせんを受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない（非社会保険労務士との提携の禁止）。(○)

法 24 条 報告及び検査

〔問題〕厚生労働大臣は、開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該開業社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人に対し、その業務に関し必要な【 ① 】を求め、又はその職員をして当該開業社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の事務所に立ち入り、当該開業社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人に【 ② 】し、若しくはその業務に係りのある帳簿書類を【 ③ 】させることができる。

①報告 ②質問 ③検査

法 25 条 懲戒

〔問題〕社会保険労務士に対する懲戒処分は、次の三種とする。（○）

- (1) 戒告
- (2) 1 年以内の開業社会保険労務士若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士の業務の停止
- (3) 失格処分（社会保険労務士の資格を失わせる処分をいう。）

法 25 条の 2 懲戒処分

〔問題〕懲戒処分のまとめ

行為	懲戒処分
(1) 故意に、真正の事実にして申請書等の作成、事務代理若しくは紛争解決手続代理業務を行ったとき、又は不正行為の指示、相談に応じる等の行為をしたとき	【 ① 】又は【 ② 】
(2) 相当の注意を怠り、(1)の行為をしたとき	【 ③ 】又は【 ① 】
(3) 添付書類等に虚偽の記載をしたとき、この法律及びこれに基づく命令若しくは労働社会保険諸法令の規定に違反したとき、又は社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき	【 ④ 】 (③、①、②)

①1 年以内の業務の停止 ②失格処分 ③戒告 ④懲戒処分

〔問題〕厚生労働大臣は、社会保険労務士が、【 ① 】に、真正の事実と反して申請書等の作成、事務代理若しくは紛争解決手続代理業務を行ったとき、又は【 ② 】の指示、相談に応じる等の行為をしたときは、1年以内の開業社会保険労務士若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士の業務の停止又は失格処分の処分をすることができる。

①故意 ②不正行為

〔問題〕厚生労働大臣は、社会保険労務士が、【 ① 】を怠り、申請書等の作成、事務代理若しくは紛争解決手続代理業務を行ったとき、又は不正行為の指示、相談に応じる等の行為をしたときは、戒告又は1年以内の開業社会保険労務士若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士の業務の停止の処分をすることができる。

①相当の注意

〔問題〕厚生労働大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、社会保険労務士が、添付書類等に虚偽の記載をしたとき、この法律及びこれに基づく命令若しくは労働社会保険諸法令の規定に違反したとき、又は社会保険労務士たるにふさわしくない【 ① 】があったときは、第25条に規定する懲戒処分をすることができる。

①重大な非行

〔問題〕開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の使用人その他の従業者でなくなった後においても、また同様である。(○)

〔問題〕社会保険労務士法第16条に定める信用失墜行為を行った社会保険労務士は、同法第33条に基づき100万円以下の罰金に処せられる。

(×) 信用失墜行為について、罰則はない。

〔問題〕社会保険労務士が、社会保険労務士又はこれに類似する名称を用いた社会保険労務士でない者から事件のあっせんを受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させた場合は、社会保険労務士法第23条の2に違反したことになり、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられる。

(×) 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

確定給付企業年金法 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	★★	★★	—	★★	—	★★	—

★：択一式 (H15. 16. 17. 19) ☆：選択式 (—)



【目的条文】

この法律は、**少子高齢化**の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と**給付の内容**を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、**確定給付企業年金**について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって**公的年金**の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

法1条 目的

[問題] この法律は、【 ① 】の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と【 ② 】を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、【 ③ 】について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る【 ④ 】を支援し、もって【 ⑤ 】の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

①少子高齢化 ②給付の内容 ③確定給付企業年金 ④自主的な努力
⑤公的年金

[問題] この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、【 ① 】において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の【 ① 】における【 ② 】に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

①高齢期 ②所得の確保

[問題] 確定給付企業年金法は、平成 13 年に制定・施行された。

(×) 制定…平成 13 年 6 月 15 日 施行…平成 14 年 4 月 1 日

〔問題〕 確定給付企業年金とは、個人又は企業が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいて給付を受ける仕組みのものである。

(×) 設問は、確定拠出年金についての説明

〔問題〕 確定給付企業年金とは、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするための仕組みである。

(○)

〔問題〕 確定給付企業年金法は、平成 15 年 6 月に制定され、同年 10 月から施行されたが、同法により基金型の企業年金の 1 タイプが導入された。

(×) 平成 13 年 6 月制定、平成 14 年 4 月施行で 2 タイプが導入

法 3 条 確定給付企業年金の実施

〔問題〕 確定給付企業年金には、規約型企業年金と基金型企業年金がある。(○)

〔問題〕 厚生年金適用事業所の事業主は、確定給付企業年金を実施しようとするときは、確定給付企業年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の【 ① 】を得て、確定給付企業年金に係る【 ② 】を作成し、次の各号のいずれかに掲げる手続を執らなければならない。

(1) 当該規約について厚生労働大臣の【 ③ 】を受けること。(規約型企業年金)

(2) 企業年金基金の設立について厚生労働大臣の【 ④ 】を受けること。(基金型企業年金)

①同意 ②規約 ③承認 ④認可

〔問題〕 この法律において「厚生年金保険の被保険者」とは、厚生年金保険の被保険者(第 1 号厚生年金被保険者及び第 4 号厚生年金被保険者に限る。)をいう。(○)

[問題] 事業主（基金型企業年金を実施する場合は、基金）は、毎事業年度終後【 ① 】月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

①4

[問題] 企業年金基金の設立については、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
(×) 許可⇒認可

[問題] 基金型企業年金を実施する事業主は、その設立について財務大臣の承認を受けなければならない。
(×) 厚生労働大臣の認可

[問題] 確定給付企業年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の【 ① 】を得て、確定給付企業年金に係る【 ② 】を作成することも要件である。

①同意 ②規約

[問題] 基金型企業年金の基金は、実施事業所に使用される加入者の資格を取得した者（事業主を除く。）をもって組織する。
(×) 事業主を含む。

[問題] 基金は、実施事業所の事業主及びその実施事業所に使用される加入者の資格を取得した者をもって組織すると規定されている。（○）

法 25 条 加入者

[問題] 確定給付企業年金の実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者は、加入者とする。（○）

[問題] 確定給付企業年金法における「厚生年金保険の被保険者」には、厚生年金保険法に規定する第 4 号厚生年金被保険者は含まれない。
(×) 第 4 号厚生年金被保険者は含まれる。

〔問題〕 確定給付企業年金法において「厚生年金保険の被保険者」とは、厚生年金保険の被保険者（第 1 号厚生年金被保険者又は第 4 号厚生年金被保険者に限る。）をいう。

（○）

〔問題〕 加入者である期間（加入者期間）を計算する場合には、月によるものとし、加入者の資格を取得した月から加入者の資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。ただし、規約で別段の定めをした場合にあっては、この限りでない。（○）

法 29 条 1 項 法定給付

〔問題〕 給付には、法定給付と任意給付がある。（○）

〔問題〕 法定給付には、【 ① 】と【 ② 】の 2 種類がある。

①老齢給付金 ②脱退一時金

〔問題〕 任意給付には、【 ① 】と【 ② 】の 2 種類あり、規約に定めることにより行うことができる。

①障害給付金 ②遺族給付金

〔問題〕 確定給付企業年金法によると、基金型企业年金は、老齢給付金及び障害給付金の 2 種の給付を行うことが基本とされている。

（×）老齢給付金及び脱退一時金の 2 種

〔問題〕 事業主（基金を設立して実施する確定給付企業年金を実施する場合にあっては、基金。以下「事業主等」という。）は老齢給付金と脱退一時金の給付を行うが、規約で定めるところにより、これらの給付に加え、障害給付金と遺族給付金の給付を行うことができる。（○）

法 36 条 老齢給付金

〔問題〕老齢給付金は、加入者又は加入者であった者が、規約で定める老齢給付金を受けるための下記の要件を満たすこととなったときに、その者に支給するものとする。

- (1) 【 ① 】 歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること
(2) 【 ② 】 歳以上上記(1)の規約で定める年齢未満の規約で定める年齢未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給するものであること（規約において当該状態に至ったときに老齢給付金を支給する旨が定められている場合に限る。）

①60 歳以上 65 ②50

〔問題〕老齢給付金は、年金として支給する。ただし、老齢給付金は、規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めた場合には、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、一時金として支給することができる。（○）

〔問題〕規約において、20 年を超える加入者期間を老齢給付金の給付を受けるための要件として定めてはならない。（○）

〔問題〕年金給付の支給期間及び支払期月は、政令で定める基準に従い規約で定めるところによる。ただし、終身又は 5 年以上にわたり、毎年 1 回以上定期的に支給するものではない。（○）

〔問題〕脱退一時金は、一時金として支給する。（○）

法 29 条 2 項 任意の給付

〔問題〕障害給付金は、初診日において加入者であった者であって、障害認定日から老齢給付金の 60 歳以上 65 歳以下の規約で定めた支給開始年齢に達するまでの間において、その傷病による規約で定める程度の障害の状態に該当するに至った者に規約で定めるところにより年金として支給する。

(×) 年金又は一時金

〔問題〕遺族給付金は、加入者又は老齢給付金の支給を受けている者等の給付対象者が死亡したときに、その者の遺族に、規約で定めるところにより年金又は一時金として支給する。(○)

〔問題〕任意給付である障害給付金及び遺族給付金は、共に年金で支給される給付である。

(×) 年金又は一時金

法 30 条 給付の裁定

〔問題〕給付を受ける権利（以下「受給権」という。）は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、厚生労働大臣が裁定する。

(×) 事業主等

法 55 条 掛金

〔問題〕事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、規約で定めるところにより、年一回以上、定期的に掛金を拠出しなければならない。(○)

〔問題〕事業主は、上記の掛金を、規約で定める日までに資産管理運用機関等に納付するものとする。(○)

〔問題〕事業主は給付に関する事業に要する費用に充てるため、規約の定めるところにより、年1回以上、定期的に掛金を拠出しなければならない。(○)

〔問題〕規約型企业年金を実施する事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、規約で定めるところにより、年2回以上、掛金を拠出しなければならない。

(×) 年1回以上

〔問題〕事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、規約で定めるところにより、毎月、翌月末までに掛金を拠出しなければならない。

(×) 毎月⇒年1回以上、定期的に 翌月末までに⇒規約で定める日までに

法 59 条 積立金の積立て 法 60 条 積立金の額

〔問題〕 事業主等は、毎事業年度の末日において、給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）を積み立てなければならない。（○）

〔問題〕 積立金の額は、加入者及び加入者であった者に係る責任準備金の額及び最低積立基準額を下回らない額でなければならない。（○）

法 74 条 統合 他

〔問題〕 確定給付企業年金（基金型企業年金を除く。以下「規約型企業年金」）を実施する事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該規約型企業年金を他の規約型企業年金と統合することができる。（○）

〔問題〕 規約型企業年金を共同して実施している事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該規約型企業年金を分割することができる。（○）

〔問題〕 基金は、合併しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。（○）

〔問題〕 上記併合の認可の申請は、代議員会における代議員の定数の過半数の多数による議決を経て行わなければならない。

（×）4分の3以上の多数

〔問題〕 基金は、分割しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。（○）

法 81 条の 2 中途脱退者に係る措置

〔問題〕 確定給付企業年金の中途脱退者は、脱退一時金相当額について、他の確定給付企業年金、確定拠出年金又は企業年金連合会への移換を当該確定給付企業年金の事業主等に申し出ることができる。（○）

.....
[問題] 中途脱退者とは、加入者の資格を喪失した者（資格喪失日において当該確定給付企業年金の事業主等が支給する老齢給付金の受給権を有しない者に限る）であって、加入期間が 20 年未満の者をいう。（○）
.....

法 91 条の 2 企業年金連合会

[問題] 事業主等は、確定給付企業年金の中途脱退者及び終了制度加入者等に係る老齢給付金の支給を共同して行うとともに、積立金の移換を円滑に行うため、企業年金連合会を設立することができる。（○）

.....
[問題] 事業主等は企業年金連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。連合会は、都道府県単位で、又は複数の都道府県が共同で設立することができる。（×）全国を通じて 1 個
.....

[問題] 連合会を設立するには、その会員となろうとする 20 以上の事業主等が発起人とならなければならない。（○）

.....
[問題] 発起人は、規約を作成し、創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かななければならない。（○）
.....

[問題] 上記の公告は、会日の 2 週間前までにしなければならない。（○）

.....
[問題] 連合会は、次に掲げる業務を行うものとする。（○）

- (1) 脱退一時金相当額の移換を受け、中途脱退者又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金（一時金として支給するものに限る。(2)も同様）の支給を行うこと
- (2) 確定給付企業年金の資産管理運用期間等から終了制度加入者に係る残余財産の移換を受け、終了制度加入者等又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと

.....
[問題] 連合会が支給する給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、連合会が裁定する。（○）
.....

[問題] 連合会は、次に掲げる理由により解散する。

(1) 評議員の定数の【 ① 】四分の三以上の多数による評議員会の議決

(2) 【 ② 】による解散の命令

①4分の3 ②厚生労働大臣

確定拠出年金法 (★★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	★★	☆	—	★	★★	—	★★	—	★★★★

★：択一式 (H14. 17. 18) ☆：選択式 (—)



【目的条文】

この法律は、**少子高齢化**の進展、**高齢期の生活の多様化**等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が**自己の責任**において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、**確定拠出年金**について必要な事項を定め、国民の高齢期における**所得の確保**に係る自主的な努力を支援し、もって**公的年金の給付**と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

法1条 目的

[問題] この法律は、【 ① 】の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が【 ② 】において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における【 ③ 】に係る自主的な努力を支援し、もって【 ④ 】と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

①少子高齢化 ②自己の責任 ③所得の確保 ④公的年金の給付

[問題] この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、【 ① 】が拠出した【 ② 】を個人が自己の責任において【 ③ 】を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

①個人又は事業主 ②資金 ③運用の指図

[問題] 確定拠出年金法は、平成 13 年 6 月に制定され、同年 10 月から施行されたが、同法に基づき、個人型年金と企業型年金の 2 タイプが導入された。(○)

法 2 条 確定拠出年金の種類

〔問題〕 確定拠出年金には、厚生年金適用事業所の事業主がその従業員を対象として、単独又は共同して実施する【 ① 】と、国民年金基金連合会が自営業者や企業の従業員、国民年金の第 3 号被保険者を対象として実施する【 ② 】がある。

①企業型年金 ②個人型年金

〔問題〕 企業型年金とは、厚生年金保険の適用事業所（任意適用事業所を含む。）の事業主が、単独で又は共同して、確定拠出年金法第 2 章の規定に基づいて実施する年金制度をいう。（○）

〔問題〕 個人型年金とは、国民年金基金連合会が、確定拠出年金法第 3 章の規定に基づいて実施する年金制度をいう。（○）

〔問題〕 企業型年金が実施される厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の第 1 号厚生年金被保険者、第 2 号厚生年金被保険者、第 3 号厚生年金被保険者、又は第 4 号厚生年金被保険者であって、60 歳未満の者は、原則として企業型年金加入者とされる。

（×）第 2 号厚生年金被保険者、及び第 3 号厚生年金被保険者は含まれない。

法 3 条 企業型年金の実施

〔問題〕 厚生年金適用事業所の事業主は、企業型年金を実施しようとするときは、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第 1 号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは過半数を代表する者の【 ① 】を得て、企業型年金に係る【 ② 】を作成し、当該規約について厚生労働大臣の【 3 】を受けなければならない。

①同意 ②規約 ③承認

〔問題〕 確定拠出年金法において、「厚生年金保険の被保険者」とは、60 歳未満の厚生年金保険の被保険者をいい、「第 1 号等厚生年金被保険者」とは、厚生年金保険の被保険者のうち「第 1 号厚生年金被保険者」又は「第 4 号厚生年金被保険者」をいう。（○）

〔問題〕 確定拠出年金法において、「企業型年金加入者」とは、企業型年金において、その者について企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主により掛金が拠出され、かつ、その個人別管理資産について運用の指図を行う者をいう。(○)

〔問題〕 実施事業所に使用される第 1 号等厚生年金被保険者は、企業型年金加入者とする。ただし、企業型年金規約で、加入者となるための一定の資格を定めるときは、その資格を有しない者は企業型年金加入者とはならない。(○)

〔問題〕 上記ただし書きに関して、企業型年金規約で 60 歳以上 65 歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めたときは、下記のいずれにも該当する者について企業型年金加入者とする。

- (1) 【 ① 】 歳に達した日の前日において当該実施事業所に使用される第 1 号等厚生年金被保険者であった者
- (2) 【 ① 】 歳に達した日以後引き続き当該実施事業所に使用される第 1 号厚生年金被保険者又は第 4 号厚生年金被保険者であるもの（当該一定の年齢に達していない者に限る。
- (3) 【 ① 】 歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であった者その他政令で定める者

①60

法 10 条～法 12 条 資格の取得・喪失

〔問題〕 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、企業型年金加入者の資格を取得する。(○)

- (1) 実施事業所に使用されるに至ったとき。
- (2) その使用される事業所若しくは事務所又は船舶が、実施事業所となったとき。
- (3) 実施事業所に使用される者が、第 1 号等厚生年金被保険者となったとき。
- (4) 実施事業所に使用される者が、企業型年金規約により定められている資格を取得したとき。

〔問題〕 企業型年金においては、原則として加入者となるべき要件を満たしたその日に資格を取得し、要件を満たさなくなった日の翌日に資格を喪失する。(○)

[問題] 上記例外として、加入者が 60 歳に達したときは、その日に資格を喪失し、企業型年金運用指図者となる。(○)

法 19 条 掛金の拠出

[問題] 事業主は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。(×) H30 法改正

[問題] 掛金は、年 1 回以上、定期的に拠出し、拠出単位期間（12 月から翌年の 11 月までの 12 月）ごとに拠出することができる。(○) (H30 年 法改正)
(企業型及び個人型共通)

[問題] 企業型年金加入者は、自ら掛金を拠出することはできない。
(×) 自ら掛金を拠出することができる。

[問題] 拠出限度額

企業型年金加入者の区分		拠出限度額（月額/年額）
個人型年金	他制度加入者以外のもの	【 ① 】円 /66 万円
同時加入制限者	他制度加入者であるもの	【 ② 】円 /33 万円

①55,000 ②27,500

[問題] 企業型年金加入者の拠出限度額について、個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のものである場合は 55,000 円である。(○)

法 22 条他 運用

[問題] 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(○)

[問題] 企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者（以下「企業型年金加入者等」という。）は、企業型年金規約で定めるところにより、積立金のうち当該企業型年金加入者等の個人別管理資産について運用の指図を行う。（○）

法 55 条 1 項 個人型年金の実施

[問題] 国民年金基金連合会は、個人型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。（○）

[問題] この法律において「個人型年金加入者」とは、個人型年金において、掛金を拠出し、かつ、その個人別管理資産について運用の指図を行う者をいう。（○）

[問題] 加入者

加入者	加入者
第 1 号加入者	国民年金の【 ① 】
第 2 号加入者	【 ② 】 未満の厚生年金保険の被保険者（企業年金等対象者を除く）
第 3 号加入者	国民年金の【 ③ 】

①第 1 号被保険者 ②60 歳 ③第 3 号被保険者

[問題] 確定拠出年金法の改正により、平成 29 年 1 月から 60 歳未満の第 4 号厚生年金被保険者（企業型年金等対象者を除く。）は、確定拠出年金の個人型年金の加入者になることができることとされた。（○）

[問題] 障害基礎年金の受給権者であることにより、国民年金保険料の法定免除の適用を受けている者は、確定拠出年金の個人型年金の加入者になることができる。（○）

[問題] 国民年金基金連合会が、個人型年金規約の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。（○）

[問題] 国民年金基金連合会が、個人型年金規約の変更をしようとするときは、その変更について届け出ることによって足りる。

(×) 厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

〔問題〕 国民年金基金連合会が、個人型年金規約の変更をしようとするときは、当該変更の届出は 14 日以内に厚生労働大臣に対して行わなければならない。

(×) 遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

法 68 条他 掛金の拠出と納付

〔問題〕 個人型年金加入者掛金の額は、拠出限度額を超えてはならない。(○)

〔問題〕 拠出限度額

加入者の種別等		拠出限度額 (月額/年額)
第 1 号加入者		【 ① 】円 /81.6 万円
第 2 号加入者	(1) (2)、(3)以外の者	【 ② 】円 /27.6 万円
	(2) 個人型年金同時加入者 ((3)を除く)	【 ③ 】円 /24 万円
	(3) 他制度加入者である者等	【 ④ 】円 /14.4 万円
第 3 号加入者		【 ⑤ 】円 /27.6 万円

①68,000 ②23,000 ③20,000 ④12,000 ⑤23,000

〔問題〕 60 歳未満の厚生年金保険の被保険者（個人型年金同時加入可能者および他制度加入者であるもの等を除く。）である個人型年金加入者の拠出限度額は 25,000 円である。

(×) 23,000 円

〔問題〕 個人型年金加入者掛金の額は、個人型年金規約で定めるところにより、個人型年金加入者が決定し、又は変更すると規定されている。(○)

〔問題〕 国民年金基金連合会は、掛金の納付を受けたときは、各個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額を【 ① 】に通知しなければならない。

①個人型記録関連運営管理機関

法 28 条 給付

[問題] 確定拠出年金の個人型年金に加入していた者は、一定要件を満たした場合、脱退一時金を請求することができるが、この要件においては、通算拠出期間については4年以下であること、個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額については50万円未満であることとされている。

(×) 2 個所誤り。4 年⇒1 月以上 3 年以下 50 万円⇒25 万円

[問題] 企業型年金及び個人型年金の給付は、次のとおりとする。(○)

- (1) 老齢給付金
- (2) 障害給付金
- (3) 死亡一時金

[問題] 当分の間、所定の要件に該当する企業型年金加入者であった者は、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に、脱退一時金の支給を請求することができる。

(○)

[問題] 企業型年金加入者であった者であって60歳以上の者がそれぞれ所定の期間以上の通算加入者期間を有するときは、その者は、企業型記録関連運営管理機関等に老齢給付金の支給を請求することができる。(○)

[問題] 企業型記録関連運営管理機関等は、毎年少なくとも1回、企業型年金加入者等の個人別管理資産額その他厚生労働省令で定める事項を当該企業型年金加入者等に通知しなければならない。(○)

[問題] 所定の期間

年齢	所定の期間
60 歳以上 61 歳未満の者	【 ① 】 年
61 歳以上 62 歳未満の者	8 年
62 歳以上 63 歳未満の者	6 年
63 歳以上 64 歳未満の者	4 年
64 歳以上 65 歳未満の者	2 年
65 歳未満の者	【 ② 】

①10 ②1 月

〔問題〕 企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（初診日）から起算して【 ① 】を経過した日（障害認定日）から【 ② 】歳に達する日の前日までの間において、その傷病により政令で定める程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に企業型記録関連運営管理機関等に障害給付金の支給を請求することができる。

①1年6月 ②70

〔問題〕 死亡一時金は、企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が死亡したときに、その者の遺族に、資産管理機関が企業型記録関連運営管理機関等の裁定に基づいて、支給する。（○）

〔問題〕 確定拠出年金の個人型年金加入者は、個人型年金規約で定めるところにより、毎月の個人型年金加入者掛金を国民年金基金連合会に納付することになっている。ただし、【 ① 】歳未満の厚生年金保険の被保険者（企業型年金等対象者を除く。）である個人型年金加入者は、厚生労働省令で定めるところにより、毎月の掛金の納付をその使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行うことができる。

また、連合会は、掛金の納付を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、各個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額を【 ② 】に通知しなければならない。

①60 ②個人型記録関連運営管理機関

〔問題〕 確定拠出年金の個人型年金の給付には、老齢給付金、障害給付金、死亡一時金及び当分の間、次の各号のいずれにも該当する者が請求することができる【 ① 】がある。

- (1) 保険料免除者であること。
- (2) 障害給付金の受給権者でないこと。
- (3) その者の通算拠出期間（企業型年金加入者期間及び個人型年金加入者期間を合算した期間）が【 ② 】以下であること、または請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が、【 ③ 】万円以下であること。
- (4) 最後に企業型年金加入者または個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと。
- (5) 確定拠出年金法附則第2条の2第1項の規定による【 ① 】の支給を受けていないこと。当該【 ① 】の支給の請求は、個人型年金運用指図者にあつては、個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ行うものとする。

①脱退一時金 ②1 か月以上3年 ③25

不服申し立て制度 その他沿革等

〔問題〕 社会保険審査官は、人格が高潔であって、社会保障に関する識見を有し、かつ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命することとされている。

(×) 審査官は、厚生労働省の職員のうちから厚生労働大臣が任命

〔問題〕 国民健康保険の保険料に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。(○)

〔問題〕 介護保険法の要介護認定に関する処分に不服がある者は、都道府県知事に審査請求をすることができる。

(×) 都道府県知事⇒介護保険審査会

〔問題〕 社会保険審査会の審理は、原則として非公開とされる。ただし、当事者の申立があったときは、公開することができる。

(×) 原則、非公開ではなく、公開される。

〔問題〕 全国社会保険労務士会連合会が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、地方厚生局長又は都道府県労働局長に対して審査請求をすることができる。(×) 地方厚生局長又は都道府県労働局長⇒厚生労働大臣

〔問題〕 各地方厚生局（地方厚生支局を含む。）に社会保険審査官が置かれる。(○)

〔問題〕 健康保険法第 189 条、船員保険法第 138 条、厚生年金保険法第 90 条及び石炭鉱業年金基金法第 33 条第 1 項並びに国民年金法第 101 条等の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、各地方厚生局（地方厚生支局を含む。）に社会保険審査官が置かれる。

(○)

〔問題〕 社会保険審査官は、厚生労働省の職員のうちから厚生労働大臣が命ずる。(○)

〔問題〕 社会保険審査会は、厚生労働大臣の所轄のもとに置かれ、委員長および委員 5 人をもって組織される。社会保険審査会の委員長及び委員は、衆参両議院の同意を得て、厚生労働大臣が任命する。(○)

.....
[問題] 社会保障協定とは、日本の年金制度と外国の年金制度の重複適用の回避をするために締結される年金に関する条約その他の国際約束であり、日本の医療保険制度と外国の医療保険制度の重複適用の回避については、対象とされていない。

(×) 後段が誤り。医療保険制度と外国の医療保険制度の重複適用の回避も対象。

.....
[問題] 平成 29 年 3 月末日現在、日本と社会保障協定を締結している全ての国の協定において、日本と相手国の年金制度における給付を受ける資格を得るために必要とされる期間の通算並びに当該通算により支給することとされる給付の額の計算に関する事項が定められている。

(×) 一部の国（イギリス、韓国）は、保険料の二重負担防止のみで、年金期間の通算に関しては規定されていない。

.....
[問題] 日本の事業所で勤務し厚生年金保険の被保険者である 40 歳の労働者が、3 年の期間を定めて、日本と社会保障協定を締結している国に派遣されて当該事業所の駐在員として働く場合は、社会保障協定に基づいて派遣先の国における年金制度の適用が免除され、引き続き日本の厚生年金保険の被保険者でいることとなる。

(○) 5 年を超えない期間であれば、相手国の年金制度の適用が免除される。

.....
[問題] 社会保障協定により相手国の年金制度の適用が免除されるのは、厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の第 1 号被保険者については、当該協定により相手国の年金制度の適用が免除されることはない。

(×) 国民年金の第 1 号被保険者についても、協定により相手国の年金制度の適用が免除されることがある。

.....
[問題] 日本と社会保障協定を締結している相手国に居住し、日本国籍を有する 40 歳の者が、当該相手国の企業に現地採用されることとなった場合でも、その雇用期間が一定期間以内であれば、日本の年金制度に加入することとなり、相手国の年金制度に加入することはない。(×) 現地採用されることとなった場合は、相手国の年金制度に加入。

.....
[問題] 厚生年金保険法の改正により平成 26 年 4 月 1 日以降は、経過措置に該当する場合を除き新たな厚生年金基金の設立は認められないこととされた。(○)